

平成20年度財政健全化判断比率の結果を公表します。

・銚田市の健全化比率については、自治体の財政規模に対する元利償還金などの割合を示す「実質公債費比率」が13.5%、前年度比0.4%の減少となりました。主な理由は、普通交付税の増加が挙げられます。次に、土地開発公社、市出資法人、第3セクターまでを含めた、自治体の財政規模に対する将来負担すべき負債の割合を示す「将来負担比率」は141.0%、前年度比18.2%の減少となりました。主な理由は、起債を抑制したことによる地方債の現在高の減少、職員定数の削減、基金への積増が挙げられます。両指標ともに、前年度と比較して、改善されました。

・銚田市の資金不足比率については、公営企業会計に属する水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3会計において前年度と同様に資金不足がないため算出されません。

銚田市の財政健全化判断比率算定結果表

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 平成20年度 | 「 」 | 「 」 | 13.5 | 141.0 |
| 平成19年度 | 「 」 | 「 」 | 13.9 | 159.2 |
| 比較増減 | 「 」 | 「 」 | 0.4 | 18.2 |
| 早期健全化基準 | 13.02 | 18.02 | 25 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20 | 40 | 35 | |

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されないため「 」と表記します。

| | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|--------|---------|
| 水道事業会計 | 「 」 | 20.0 |
| 農業集落排水特別会計 | 「 」 | 20.0 |
| 公共下水道事業特別会計 | 「 」 | 20.0 |

資金不足比率は算出されないため「 」と表記します。

なぜ財政健全化判断比率を算定するのでしょうか？

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」によって、財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。それは、従来の財政再建団体制度では、財政破綻に至る前に、自主的に財政健全化を図ることが可能な枠組みがなく、さらに、特別会計や企業会計にいくら赤字があっても財政再建団体とはならず、実態を反映したものではありませんでした。そこで、各指標を算定し、基準を設け、その基準を超える地方公共団体においては、早期健全化計画あるいは財政再生化計画を策定し、早期に改善へ取り組むことになりました。

財政を判断するその各指標とは？

4つの指標で判断します。

1. 実質赤字比率……………自治体の財政規模に対する普通会計の赤字額の割合
2. 連結実質赤字比率……自治体の財政規模に対する普通会計及び国民健康保険などの特別会計や水道事業などの公営企業会計までを含めた赤字額の割合
3. 実質公債費比率……………自治体の財政規模に対する元利償還金などの割合
4. 将来負担比率……………土地開発公社、市出資法人、第3セクターまでを含めた、自治体の財政規模に対する将来負担すべき負債の割合

公営企業は次の指標で判断します。

資金不足比率……………公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合

健全化判断比率等の対象会計

| 会計分類 | | 会計名称 | 健全化判断比率等 | | | | | |
|--------------|-----------------|--------------------|----------|--------------|---------|--------|--|--|
| 一般会計 | 一般会計等 (普通会計) | 一般会計 | 実質赤字比率 | 連結 実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | | |
| 特別会計 | 公営事業会計 | 国民健康保険特別会計 | | | | | | |
| | | 介護保険特別会計保険事業勘定 | | | | | | |
| | | 介護保険特別会計介護サービス事業勘定 | | | | | | |
| | | 後期高齢者医療特別会計 | | | | | | |
| | | 老人保健特別会計 | | | | | | |
| | 公営企業会計 | 水道事業会計 | | | | | | |
| 公共下水道事業特別会計 | | | | | | | | |
| 農業集落排水事業特別会計 | | | | | | | | |
| 一部事務組合 | 鹿行広域事務組合 | | | | | | | |
| | 後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | |
| | 茨城県総合事務組合 | | | | | | | |
| | 茨城県租税債権管理機構 | | | | | | | |
| | 大洗・鉾田・水戸環境組合 | | | | | | | |
| 地方独立行政法人 | (該当なし) | | | | | | | |
| 地方三公社 | 鉾田市土地開発公社 | | | | | | | |
| 第三セクター等 | 茨城県信用保証協会 | | | | | | | |

(参考)

健全化判断比率等の算定式の概要と鉾田市の算定値

算定式は、本市の特別会計の設置状況等に即して、概要を表記しています。

実質赤字比率

(1) 算定の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額: 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等
標準財政規模: 当該団体の通常歳入される標準的な一般財源の規模
(主なものは一般財源となる市税、地方譲与税、利子割交付均等の交付金)

(2) 鉾田市の算定値

$$\text{「 」 (実質赤字比率)} = \frac{\text{「 」 (一般会計の実質赤字額)}}{123億4275万9千円 (標準財政規模)}$$

一般会計の実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率は「 」と表記します。

連結実質赤字比率

(1) 算定の概要

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結赤字額 + の合計額
一般会計及び5特別会計(国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計保険事業勘定、介護保険特別会計介護保険サービス事業勘定、後期高齢者医療特別会計)の実質赤字額の合計
公営企業である水道事業会計、農業農集排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足額

(2) 鉾田市の算定値

$$\text{「 」 (連結実質赤字比率)} = \frac{\text{「 」 (連結実質赤字額)}}{123億4275万9千円 (標準財政規模)}$$

全ての会計において実質赤字額はありません。この場合、連結実質赤字比率は「 」と表記します。

実質公債費比率

(1) 算定の概要

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

元利償還金: 一般会計で借り入れた地方債の元利償還金

準元利償還金: ア～オの合計額

ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還相当額

イ 公営企業の償還財源に充てた、一般会計の繰出金

ウ 一部事務組合が借入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金

エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額

オ 一時借入金の利子

特定財源: 元利償還金及び準元利償還金に充てた特定財源

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額: 普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

(基準財政需要額とは、自治体の人口、面積等に応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を、国の算出基準に従って算定した額です。)

標準財政規模

(2) 銚田市の算定額

$$\begin{array}{l} 13.5314 \\ \text{(実質公債費比率)} \\ \text{(平成20年単年度)} \end{array} = \frac{(\text{21億1779万2千円} + \text{5億7054万8千円}) - (\text{0円} + \text{11億7752万8千円})}{\text{123億4275万9千円} - \text{11億7752万8千円}} \times 100$$

実質公債費比率は、平成18年度～平成20年度の3ヶ年平均で算出します。

上記の算定値は、平成20年度単年度の算定値で、3ヶ年平均では「13.5%」となります。

実質公債費比率の算定値の詳細は、次項を参照下さい。

(3)実質公債費比率の内訳

| 算定の内訳 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--|------------|------------|------------|
| 分子(+) - (+) | 1,463,492 | 1,491,134 | 1,510,812 |
| 元利償還金 | 1,908,845 | 2,147,603 | 2,117,792 |
| 準元利償還金 ア～オの合計 | 529,626 | 550,427 | 570,548 |
| ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還相当額 | 0 | 0 | 0 |
| イ 公営企業の償還財源に充てた、一般会計の繰出金 | 419,240 | 460,035 | 487,909 |
| ウ 一部事務組合が借入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金 | 110,386 | 90,392 | 82,639 |
| エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額 | 0 | 0 | 0 |
| オ 一時借入金の利子 | 0 | 0 | 0 |
| 特定財源 | 0 | 0 | 0 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 974,979 | 1,206,896 | 1,177,528 |
| 分母 - | 10,954,489 | 10,876,863 | 11,165,231 |
| 標準財政規模 | 11,929,468 | 12,083,756 | 12,342,759 |
| 実質公債費比率 $\frac{(+) - (+)}{-} \times 100$ | 13.35975 | 13.70923 | 13.53140 |

| | |
|----------------------|------|
| 平成20年度実質公債費比率(3ヵ年平均) | 13.5 |
|----------------------|------|

将来負担比率

(1) 算定の概要

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

将来負担額: ア～クの合計額

- ア 一般会計の地方債残高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 公営企業債の元金償還に充てる、一般会計の繰出金の見込額
- エ 一部事務組合が借入れた地方債の元金償還に充てる、組合への負担金見込額
- オ 退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込額
- カ 設立法人の債務等に対する一般会計の負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額

充当可能財源等: ケ～サの合計額

- ケ 充当可能基金額: 将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる基金の現在高
- コ 充当可能特定歳入見込額: 将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる特定財源の見込額
- サ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額: 今後、普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金の見込額

(2) 鉾田市の算定値

$$141.0 = \frac{336\text{億}2227\text{万}9\text{千円} - 178\text{億}7560\text{万}7\text{千円}}{123\text{億}4275\text{万}9\text{千円} - 11\text{億}7752\text{万}8\text{千円}} \times 100$$

(将来負担比率)

将来負担比率の詳細は、次項を参照してください。

(3) 将来負担比率の内訳

| 算定の内訳 | 平成20年度 | 備 考 |
|--|------------|------------------------|
| 分子 - | 15,746,672 | |
| 将来負担額 ア～オの合計 | 33,622,279 | |
| ア 一般会計の地方債残高 | 19,708,150 | |
| イ 債務負担行為に基づく支出予定額 | 0 | 対象となる債務負担行為はありません |
| ウ 公営企業債の元金償還に充てる、一般会計の繰出の見込額 | 9,100,297 | |
| エ 一部事務組合が借入れた地方債の元金償還に充てる、組合への負担金の見込額 | 260,927 | |
| オ 退職手当支給予定額のうち一般会計の負担見込額 | 4,541,324 | |
| カ 設立法人の債務等に対する一般会計の負担見込額 | 11,581 | |
| キ 連結実質赤字額 | 0 | 全ての会計で実質赤字はありません。 |
| ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額 | 0 | 加入している一部事務組合に赤字はありません。 |
| 充当可能財源等 ケ～サの合計 | 17,875,607 | |
| ケ 充当可能基金：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる基金の現在高 | 3,963,931 | |
| コ 充当可能特定歳入見込額：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる特定財源の見込額 | 0 | |
| サ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：今後、普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金の見込額 | 13,911,676 | |
| 分母 - | 11,165,231 | |
| 標準財政規模 | 12,342,759 | |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 1,177,528 | |
| 将来負担比率 $\frac{-}{-} \times 100$ | 141.0 | |

資金不足比率

(1) 算定の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本市で対象となるのは、上水道事業会計、農業集落排水特別会計、公共下水道事業特別会計です。

資金不足額: 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等

事業の規模: 経営収益に相当する収入の額等

(2) 鉾田市の算定

上水道事業会計

$$\text{「 」} = \frac{\text{「 」}}{4\text{億}3250\text{万円}}$$

(資金不足比率)

農業集落排水事業特別会計

$$\text{「 」} = \frac{\text{「 」}}{1469\text{万}2\text{千円}}$$

(資金不足比率)

公共下水道事業特別会計

$$\text{「 」} = \frac{\text{「 」}}{0(\text{供用開始されていない為})}$$

(資金不足比率)

公共下水道事業につきましては、供用が開始されていないことから経営収益に相当する収入の額等がありません。

鉾田市においては、どの会計においても資金不足はありません。
この場合、資金不足比率は「 」と表記します。